

さいたま市告示第494号

地方税法第416条第1項の規定に基づき、令和8年度の固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 縦覧の場所

- ・ 西区役所 市税の窓口  
さいたま市西区西大宮3丁目4番地2
- ・ 北区役所 市税の窓口  
さいたま市北区宮原町1丁目852番地1
- ・ 北部市税事務所 市税の総合窓口  
さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 大宮区役所5階
- ・ 見沼区役所 市税の窓口  
さいたま市見沼区堀崎町12番地36
- ・ 中央区役所 市税の窓口  
さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
- ・ 桜区役所 市税の窓口  
さいたま市桜区道場4丁目3番1号
- ・ 南部市税事務所 市税の総合窓口  
さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号 ときわ会館2階
- ・ 南区役所 市税の窓口  
さいたま市南区别所7丁目20番1号
- ・ 緑区役所 市税の窓口  
さいたま市緑区大字中尾975番地1
- ・ 岩槻区役所 市税の窓口  
さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

## 2 縦覧の期間

- ・ 令和8年4月1日から令和8年6月1日まで  
但し、土曜日・日曜日・祝日・休日を除く

## 3 縦覧の時間

- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで